

原重太郎

はら・じゅうたろう

福山誠之館校長(第13代)

経歴

生: 明治12年(1879年)4月30日、鳥取県気高郡鹿野町生まれ

没: 昭和27年(1952年)7月20日、享年74歳

在任期間

昭和4年(1929年)3月29日～昭和6年(1931年)1月31日

在任 1年10ヶ月

関係略歴

明治12年(1879年)4月30日	—	鳥取県気高郡鹿野町に生まれる
明治25年(1892年)7月8日	13歳	鳥取県立尋常中学校入学
明治27年(1894年)7月3日	15歳	鳥取県立尋常中学校退学
明治27年(1894年)7月13日	15歳	京都市同志社普通学校入学
明治29年(1896年)6月19日	17歳	京都市同志社普通学校退学
明治31年(1898年)7月12日	19歳	第二高等学校大学予科入学
明治34年(1901年)7月12日	22歳	第二高等学校特待学生
明治35年(1902年)7月1日	23歳	第二高等学校大学予科第一部卒業
明治35年(1902年)7月1日	23歳	東京帝国大学文科大学入学
明治39年(1905年)7月10日	27歳	東京帝国大学文科大学哲学科卒業
明治41年(1907年)2月10日～42年(1908年)3月31日	28～29歳	鳥取県東伯郡私立育英塾教員
明治44年(1910年)4月12日～大正5年(1916年)3月31日	31～36歳	岩手県立遠野中学校教諭
大正7年(1918年)3月16日	38歳	山形県立庄内中学校英語科教授
大正8年(1919年)9月23日～11年(1922年)5月19日	40～43歳	広島県立福山中学校(誠之館)教諭(在任2年8ヶ月)
大正9年(1920年)3月10日	40歳	叙正七位
大正11年(1922年)5月19日	43歳	徳島県立脇町中学校校長
—	—	徳島県立富岡中学校校長
昭和4年(1929年)3月29日～6年(1931年)1月31日	49～51歳	広島県立福山誠之館中学校校長(第13代、在任1年10ヶ月)
昭和6年(1931年)1月31日～	51～	広島県立呉第二中学校校長

昭和12年(1942年)11月20日	58歳	
関係年表		
昭和4年(1929年)6月	「生徒処分ニ関スル取扱法並標準」発表	
昭和4年(1929年)11月25日	本校創立五〇周年記念式挙行	
昭和5年(1930)3月6日	広島県学務部長「生徒ノ思想問題ノ取締等ニ関スル件」指示通達	
昭和5年(1930)3月18日	寄宿舎廃舎式	
昭和6年(1931年)1月10日	「中学校令施行規則」全面改正	

生い立ちと学業、業績

本校には末久校長の下で、修身・法制・経済の担当教諭として2年8ヶ月間勤務、2度目の着任であった。

校長としての在任期間は短く、取り立てての「事績業績」は挙げられないが、あるいは時代を反映し、また、その当時の誠之館の雰囲気伝えるものとして、2つのことを挙げておく。

本校では従来カンニングを含めて生徒の非行に対しては即刻退校という方針を堅持してきた。

末久校長の「鉛筆1本盗っても即時退校」である。

ところが、この時代になって、生徒は従順穏健なので、退校より事情を勘案し、指導する方が妥当だという前長岡校長の方針が示された。

それを受けて、昭和4年(1929年)6月「生徒処分ニ関スル取扱法並標準」を発表した。

その内容は

- 一、従来ノ処分案ハ之ヲ廃ス
 - 二、新ニ処分ニ関スル規定ヲ設ケズ以下単ニ規定運用ノ方法並標準ヲ定ム
 - 三、「中学校令施行規則」第五十一条ノ規定ニヨル処分ハ諭旨退学ヲ以テ原則トシ止ムヲ得ザル場合ニ限り退学ヲ命ズ
 - 四、引続キニ回落第セルノ故ヲ以テ必ズシモ之ヲ成業ノ見込無キ者ト認メズ且落第セザルノ故ヲ以テ必ズシモ成業ノ見込有リトナサズ
- などであった。

そして、保護者に次の三項を含む印刷物を配布した。

- 一、譴責、謹慎、停学ノ処分ハ成ルベク之ヲ避ケ生徒ノ不良行為ハ父兄ト協力シテ出来得ル限り之ヲ未然ニ防ギ既ニ発生ノ後ト雖之ヲ訓戒シテ改悛セシムルヲ以テ原則トス
- 二、左ニ掲グル行為又ハ之ト同等以上不都合ナリト認ムル行為アリシ者ノ処分ハ諭旨退学又ハ放校トス 但特ニ輕微ナリト認ムル行為ニ就テハ此限りニアラズ
 - (一) 定期考査ノ不正行為
 - (二) 艶書ノ贈答
 - (三) 飲食店ニ於ケル飲酒
- 三、諭旨退学セシメタル者ノ中改悛ノ見込充分ナリト認メタル者ニハ次学年ノ初期ニ於テ再入学ヲ許可スルコトアルベシ

(『誠之館百三十年史・上』1110頁)

また、県の指示通達に対しての報告は次の通りであった。

(1) 生徒の思想問題取り締りに関し、従来より実施している事項として、『誠之』(校友会誌)に寄稿された作文・感想文・講演会出演者の原稿は学校関係者で検閲した。

(2) クラス会その他の生徒集会には、組主任または適当な指導者が出席し、監督にあたった。

(3) 課外読物についての注意、生徒相互間の頻繁な往復の禁止を行うとともに、卒業生との接触についても家庭と協力して注意を怠らないようにした。

(4) 将来実施を考慮している事項として、自治制度案・体育振興策について関係委員に付託し研究中である。

(5) 各学期一回生徒の課外読物の届出及調査を行い、また寄宿舍廃止にともない家庭訪問を頻繁に行うようにし、更に年長者・卒業生との接触に関しては家庭でも充分留意させる。

(『誠之館百三十年史・上』1108頁)

昭和初年における本校がどんな環境に取り巻かれ、また内なる教育を生徒の立場に立ってどう進めたかということを示す資料であり、この校長の像も浮かぶように思い、採録した。

「原校長の風貌は茫洋として威厳があり、生徒は畏敬した。

当時校長が担当していた修身の講義について、卒業生の一人は昔を偲んで、

『修身の時間、原校長はあのセメンダルのような腹に、時々大きな息を吸い込んで、教育勅語の一語一語を、微に入り細にわたり、あたかも訓誥の学を講ずるかのように説明された』と記している。」(橋本多作、『回想五十年』150頁)

(『誠之館百三十年史・上』1188頁) 松岡義晃(昭和28年卒)

関連資料1:『誠之館百三十年史(上巻)』、1108・1110・1188 頁、福山誠之館同窓会編刊、昭和63年12月1日

関連情報2:『回想五十年』、150頁、「卒業五十年にあたって昔を偲ぶ」、橋本多作、福山誠之館抱十会編刊、昭和60年10月26日

関連情報3:『記念誌 広島県立呉宮原高等学校』、13・31・512 頁、九嶺宮原同窓会編刊、昭和49年11月22日

2004年10月27日更新:関係略歴●2004年10月28日更新:関係略歴●2005年4月5日更新:本文・関連情報●2006年3月27日更新:本文●2007年7月18日更新:経歴●2008年3月7日更新:経歴・本文・関連情報●